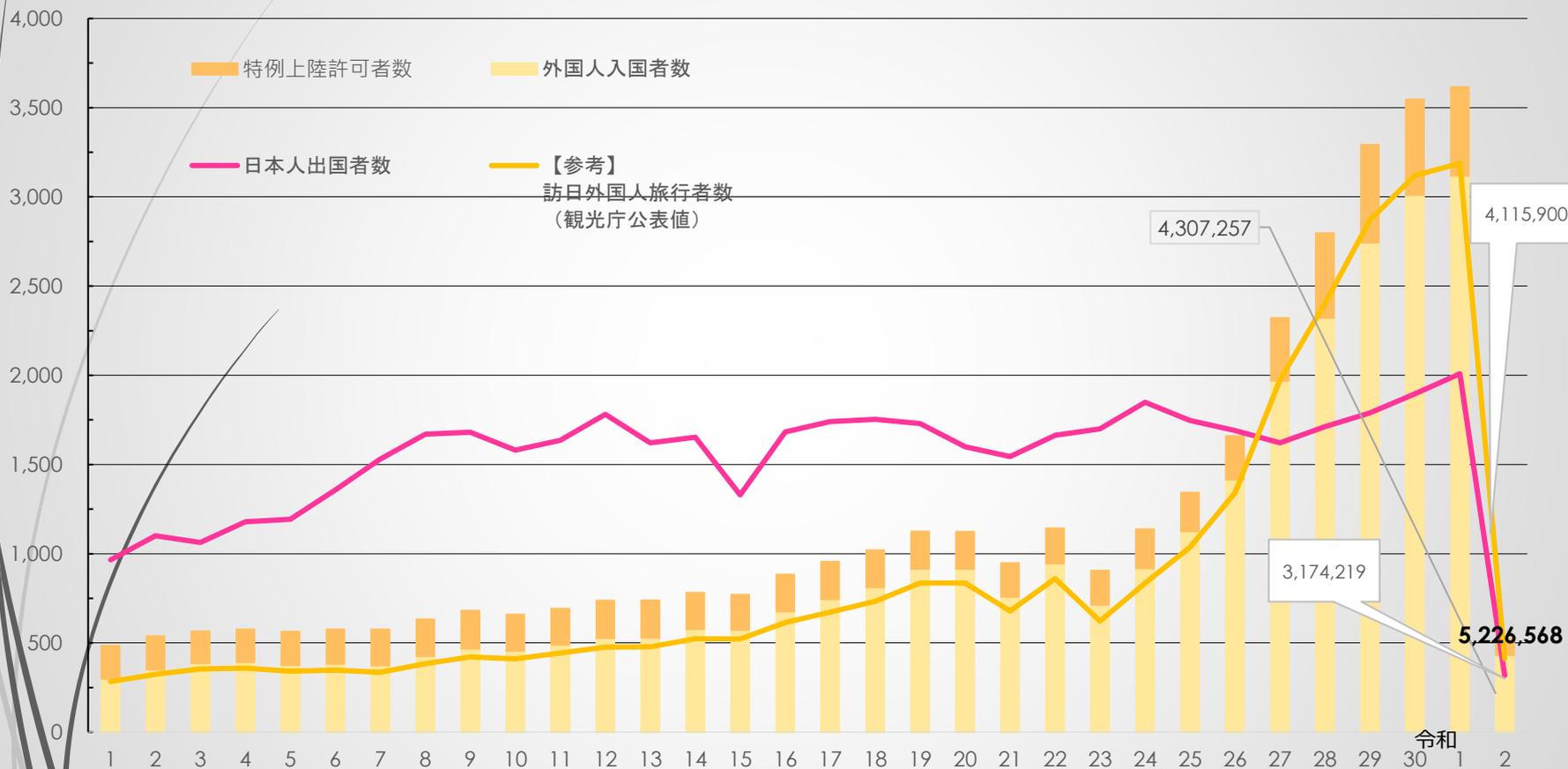




# 令和3年度 申請取次者研修会

札幌出入国在留管理局 審査部門

## 統計 (外国人入国者数・日本人出国者数の推移)

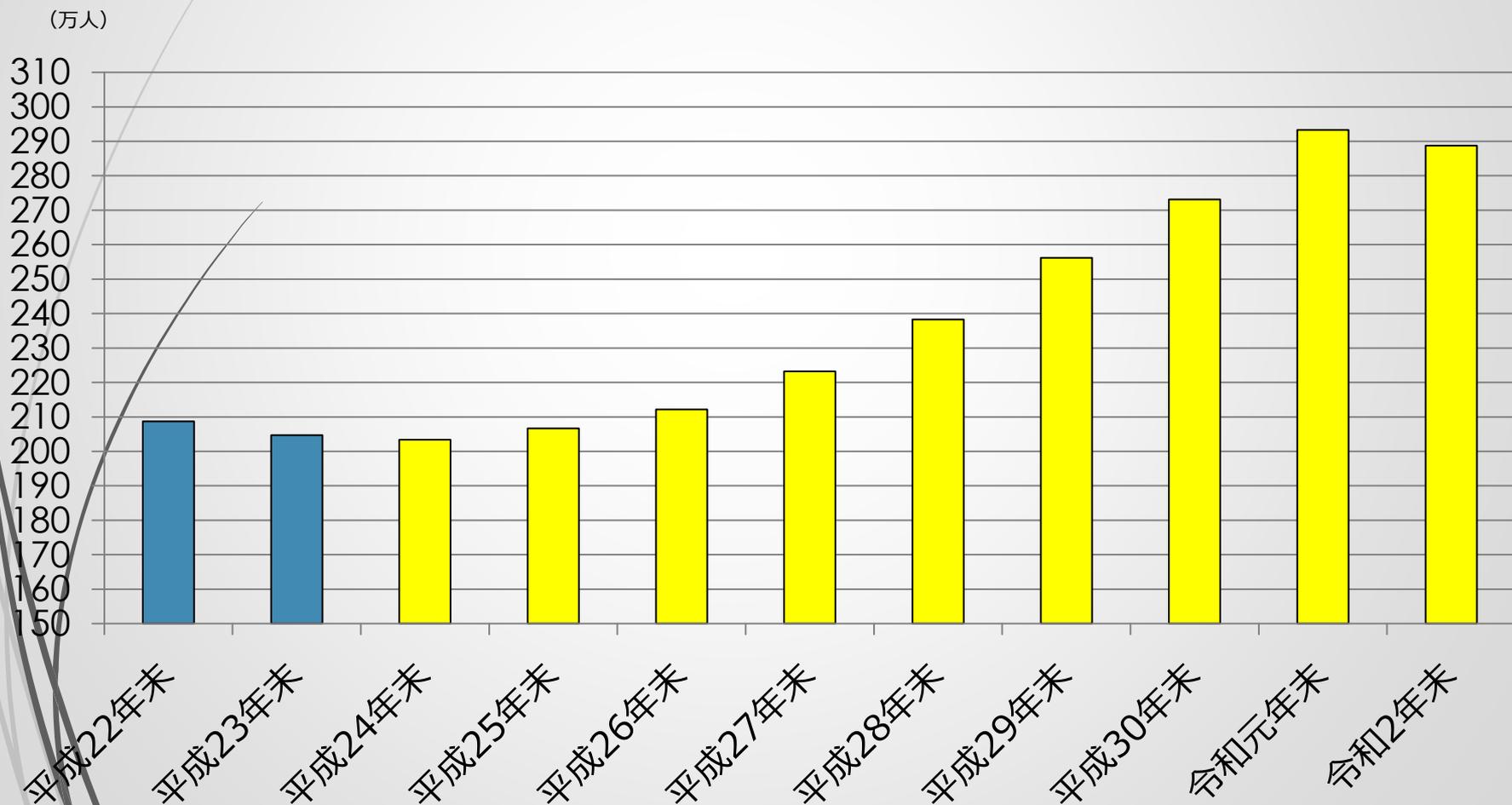


## 統計 (在留外国人数※の推移)

※中長期在留者及び特別永住者

令和2年末

2,887,116人



## (北海道の在留外国人)

## 令和2年末現在

総数 38,725人

## 上位5カ国

1	中国	9,523人
2	ベトナム	10,052人
3	韓国	4,164人
4	フィリピン	2,265人
5	アメリカ	1,245人

## 上位5在留資格

1	技能実習	12,472人
2	永住者	5,842人
3	留学	3,859人
4	技人国	3,572人
5	特別永住者	2,957人

## 令和2年末現在

(全国) 2,887,116人

## (全国)

1	中国	778,112人
2	ベトナム	448,053人
3	韓国	426,908人
4	フィリピン	279,660人
5	ブラジル	208,538人

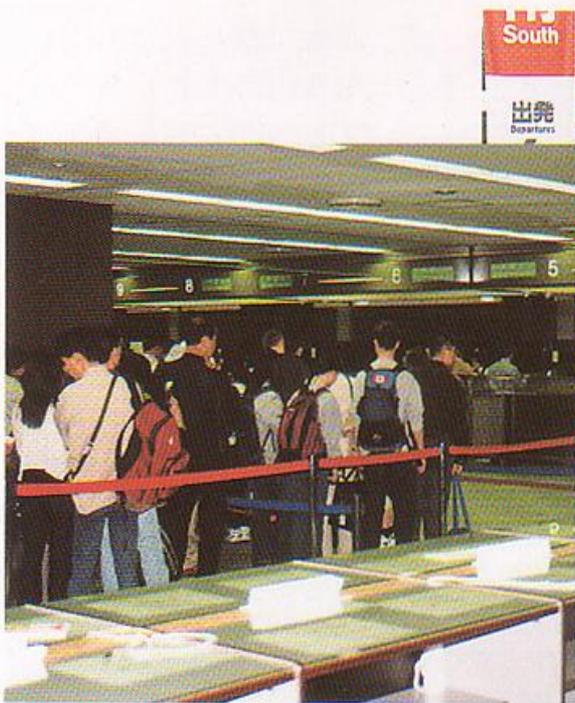
## (全国)

1	永住者	807,517人
2	技能実習	378,200人
3	特別永住者	304,430人
4	技人国	283,380人
5	留学	280,901人

## 出入国管理制度（入国管理局の役割）

- ➡ **1 すべての人の出入（帰）国審査**
- ➡ **2 外国人の在留審査**
- ➡ **3 中長期在留者の在留管理**
- ➡ 4 外国人の退去強制手続
- ➡ 5 難民の認定

# 1 すべての人の 出入（帰）国審査手続き



日本の玄関で一上陸審査を待つ人たち



入国審査官による上陸審査

## 外国人の入国審査

外国人は旅券（パスポート）と査証（ビザ）を持って日本に来ます。

日本の出入国港へ着いた外国人は上陸の申請を行います。

入国審査官は旅券，査証，そして必要な事項の記載された出入国記録カード（EDカードと呼ばれています。）によって，その外国人の上陸を認めてよいかどうかの審査をします。

個人識別情報の提供

# 上陸許可証印の見方

※上陸が許可される場合、旅券に以下の証印が貼付されます（又はスタンプが押されます。）。



入国年月日

在留期限

在留資格

在留期間

入国(空)港

ED番号



見本

見本

見本

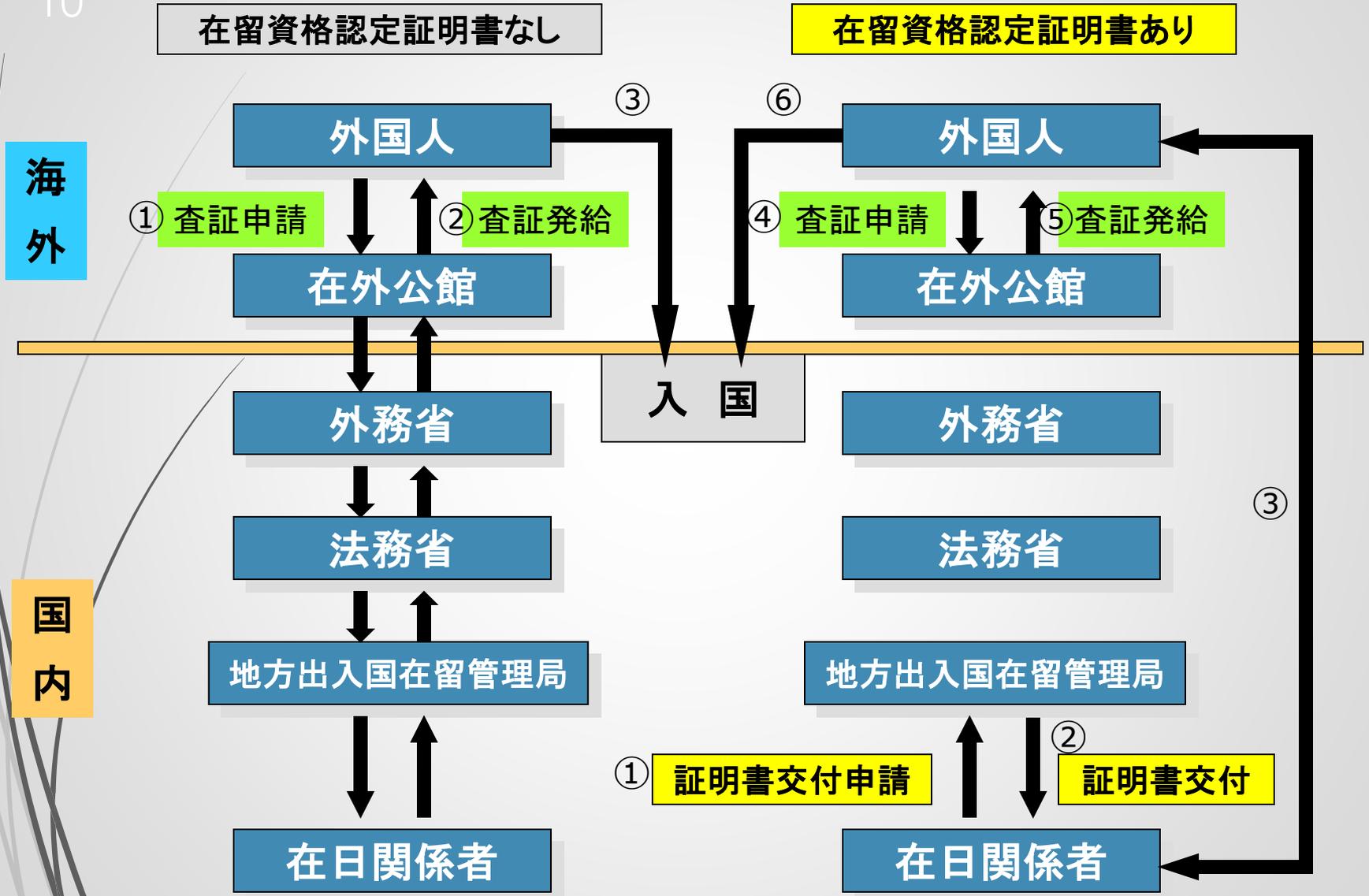
新規入国

再入国



# 入国までの流れ図

10



# 在留資格認定証明書

11

入国審査手続の簡易・迅速化を目的とした制度であり、「短期滞在」及び「永住者」を除く在留資格で、外国人本人又はその代理人からあらかじめ日本国内で申請がなされた場合に、その外国人の在留資格該当性及び上陸許可基準への適合性について審査を行い、在留資格該当性及び上陸許可基準適合性があると認めるときはその旨の証明書を交付し、外国人はこれを在外公館において提示すれば、速やかに査証及び上陸許可を受けることができるもの。

別記第六号の四様式(第六条の二関係)

在留資格認定証明書  
CERTIFICATE OF ELIGIBILITY

日本国政府法務省  
Ministry of Justice, Japanese Government

番号 No. \_\_\_\_\_

氏名 Name	性別 男 女 Sex M F	写真 photo
Family Name Given Name		
国籍 Nationality	生年月日 Date of Birth	年 月 日

日本での職業及び勤務(通学)先等  
Profession or Occupation/Organization to be employed or to study in Japan

上記の者は、次の在留資格に関して出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件に適合していることを証明します。  
Under the following status, it is hereby certified that the above-mentioned person meets requirement for the landing provided in Article 7, Paragraph 1, Item 2 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act.

在留資格  
Status ( )

Date 年 月 日

Director General of 入国管理局長  
Regional Immigration Bureau

(注意) Notice

- 本証明書は、上陸の許可そのものではなく、本証明書を所持していても、在外公館において査証を取得していなければ上陸を許可されません。  
This certificate is not an entry permit. Even if you have this certificate, you are not admitted into Japan unless you get an entry visa at a Japanese Embassy or Consulate abroad.
- 本証明書は、上記の年月日から3月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失います。  
This certificate should be submitted to an Immigration Inspector with an entry visa for the landing permission at the port of entry, and shall cease to be valid if the application for landing permission is not filed within 3 months from the date of issue.
- 本証明書は、上陸の許可を保證するものではなく、他の上陸のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上陸を許可されないことがあります。  
This certificate does not guarantee the entry of the person concerned. In case that an applicant does not fulfill other requirements for landing or the relevant circumstances are found to be changed, the landing permission would be denied.

## 外国人の出国の確認

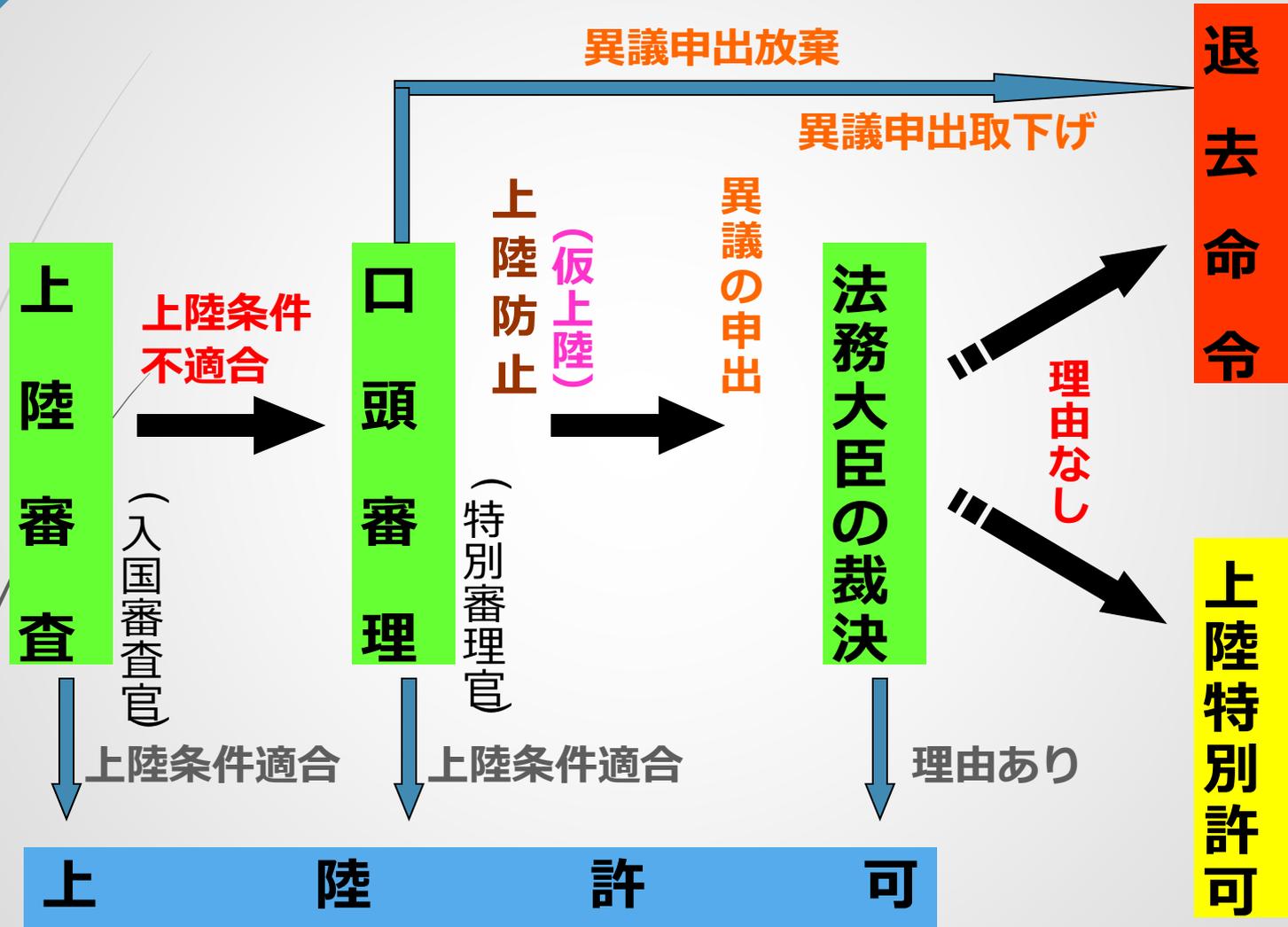
日本での活動を終えた外国人は  
出入国港から出国します。

外国人が日本から出国するときは、入国審査官が旅券に  
出国の証印をします。この場合、刑を免れようとして国  
外に逃亡を図る外国人については、出国の証印をせず、  
出国の確認を留保する  
ことができます。

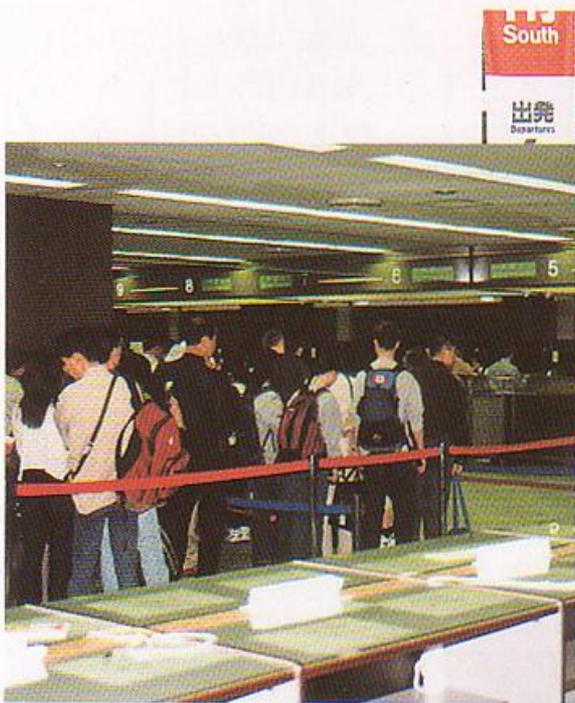


# 上陸審査手続（全図）

13



## 2 外国人の在留審査



日本の玄関で上陸審査を待つ人たち



入国審査官による上陸審査

## 在留資格の種類

### ○活動資格（別表第1）…活動内容に基づくもの

#### 就労可 （別表第1の1, 2）

外交, 公用, 教授, 芸術, 宗教, 報道

高度専門職, 経営・管理, 法律・会計業務, 医療  
研究, 教育, 技術・人文知識・国際業務

企業内転勤, 興行, 技能, 技能実習, 特定技能

#### 就労不可 （別表第1の3, 4, 5）

文化活動, 短期滞在

留学, 研修, 家族滞在

特定活動（一部就労可能な活動を含む。）

### ○居住資格（別表第2）…身分・地位に基づくもの

永住者, 日本人の配偶者等, 永住者の配偶者等,  
定住者

※ 他に, 入管特例法上の在留の資格として「特別永住者」

## 付与される在留期間

在留資格によって

15日, 30日, 90日, 3月, 6月, 1年, 1年3月,  
2年, 2年3月, 3年, 3年3月, 4年, 4年3月, 5年  
を決定。

他に

- ・ 5年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
- ・ 「外交」は活動を行う期間
- ・ 「永住者」「高度専門職2号」は無期限

# 在留のための諸申請

## 在留期間の更新（入管法第21条）

在留期限到来後も引き続き同じ在留目的で在留しようとするとき  
※在留期間の満了日の3か月前から申請を受け付けています。

## 在留資格の変更（入管法第20条）

在留目的を変更して在留しようとするとき  
※在留資格変更の事由が生じた時から申請を受け付けています。

## 在留資格の取得（入管法第22条の2）

本邦で出生もしくは日本国籍を離脱し引き続き在留しようとするとき  
※資格の取得の事由が生じた日から30日以内に申請する必要があります。

## 永住許可（入管法第22条，第22条の2第4項）

※変更を希望する者にあつては在留期間の満了する日以前（なお、永住許可申請中に在留期間が経過する場合は、在留期間の満了する日までに別途在留期間更新許可申請をすることが必要です。）、取得を希望する者にあつては出生その他の事由発生後30日以内に申請する必要があります。

## 再入国の許可（※みなし再入国）（入管法第26条）

在留期限内に一時出国し、再び同じ在留目的で日本に再入国するとき  
※出国する前に申請する必要があります。

## 資格外活動の許可（入管法第19条第2項）

許可された在留資格で認められていない収入・報酬を得る活動を行おうとするとき  
※収入・報酬を得る活動を行おうとする前に申請する必要があります。

など

## 特例期間とは？

在留期間満了日までに在留資格の変更，在留期間の更新の申請に対する処分がされないときは，申請人は，

在留期間満了後も，処分がされる日又は従前の在留期間の満了の日から2月を経過する日のいずれか早い日まで

の間は，引き続き在留することができます（30日以下の在留期間を決定されている者からの申請があった場合を除く。）。

# 永住許可の要件

- 1 素行が善良であること**
- 2 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること**
- 3 永住が日本国の利益に合うこと**

※永住許可に関するガイドライン（3に係る部分）

- ・原則として引き続き10年以上本邦に在留し、このうち、就労資格（在留資格「技能実習」、 「特定技能1号」を除く。）又は居住資格で引き続き5年以上在留していること
- ・罰金刑・懲役刑を受けていないこと、公的義務（納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付、出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務）を履行していること
- ・最長の在留期間をもって在留していること
- ・公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと

※日本人、永住者、特別永住者の配偶者、子については、1・2に適合することを要しない。

※難民の認定を受けている者については、2に適合することを要しない。

## 永住許可の要件の特例

- ▶ 日本人，永住者，特別永住者の配偶者，子（実子，特別養子）

素行が善良であること，独立生計能力は要しない。

- ▶ 原則10年在留に関する特例（永住許可に関するガイドライン）

- ・（日本人等の配偶者の場合）婚姻生活が3年以上継続し，かつ，引き続き1年以上本邦に在留していること
- ・（日本人等の子の場合）1年以上本邦に継続して在留していること
- ・（「定住者」の場合）「定住者」で5年以上本邦に継続して在留していること
- ・（難民の認定を受けた者）難民認定後5年以上本邦に継続して在留していること

## 再入国許可

- ・ 1 回限り
- ・ 数次有効
- ・ みなし再入国許可・・・有効な旅券及び在留カードを所持する中長期在留外国人が出国後 1 年以内（在留期限が 1 年未満の場合はその在留期限まで）に再入国する場合、事前の手続き不要

※ みなし再入国許可制度の対象とならない者

- ・ 在留資格取消手続中の者
- ・ 出国確認の留保対象者
- ・ 収容令書の発付を受けている者
- ・ 難民認定申請中として「特定活動」の在留資格をもって在留する者
- ・ 出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者

## 資格外活動許可

- ・「留学」「家族滞在」

1週28時間以内（「留学」の長期休業期間は1日8時間以内）

※ 風営法に係る活動を除く

- ・「留学」（在留期間3月及び再入国者を除く）は空港で上陸許可を受けた後、引き続きその場で申請可

- ・その他の在留資格

例：「教授」の在留資格を持つ大学教授が短時間のアルバイトとして一般の会社で通訳をする。→資格外活動許可が必要

## 在留の諸申請に係る手数料

- 在留期間更新許可 4,000円
- 在留資格変更許可 4,000円
- 永住許可 8,000円
- 再入国許可（1回 3,000円 / 数次 6,000円）
- 就労資格証明書交付 1,200円
- 在留カードの交付（交換希望の場合） 1,600円

※就労資格証明書及び在留カードの交付（交換希望の場合）  
の手数料は、平成31年4月1日に改定

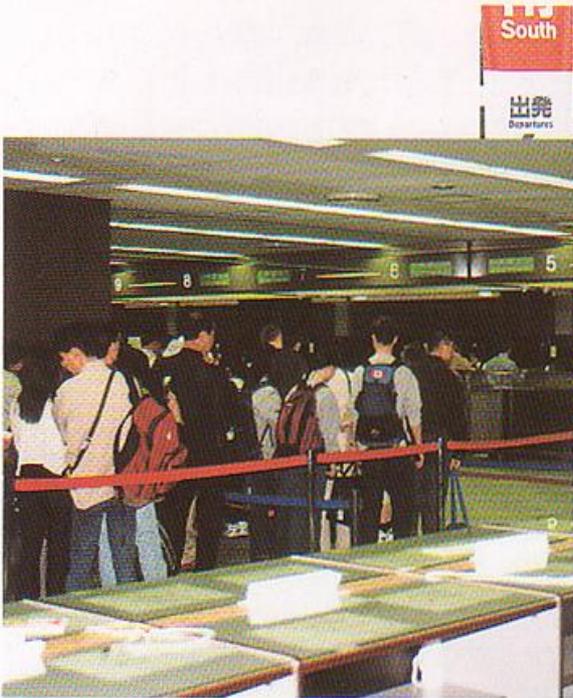
# 在留資格の取消（法第22条の4）

24

入管法に定める取消事由に該当する外国人について、意見聴取の経路上で、現に有する在留資格を取り消すことができる制度。

- ① 上陸拒否事由に該当しないものと偽って上陸許可等を受けた場合
- ② ①のほか、偽りその他不正の手段により上陸許可等を受けた場合
- ③ ①及び②のほか、不実の記載のある文書又は図画の提出により上陸許可等を受けた場合（故意の必要はない）
- ④ その他不正の手段により在留特別許可を受けた場合
- ⑤ 入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者が在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合（正当な理由がある場合を除く。）
- ⑥ 入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者が在留資格に応じた活動を継続して3月以上（高度専門職2号の場合は6月以上）行っていない場合（正当な理由がある場合を除く。）
- ⑦ 「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格を有する者が、配偶者としての活動を継続して6月以上行っていない場合（正当な理由がある場合を除く。）
- ⑧ 上陸の許可や在留資格変更許可等により新たに中長期在留者となった者が、当該許可から90日以内に住居地届け出ない場合（正当な理由がある場合を除く。）
- ⑨ 中長期在留者が、届出住居地から退去した後、90日以内に新住居地を届け出ない場合（正当な理由がある場合を除く。）
- ⑩ 中長期在留者が、虚偽の住居地を届け出た場合

### 3 中長期在留者の在留管理



日本の玄関で一上陸審査を待つ人たち



入国審査官による上陸審査

# 中長期在留者の在留管理制度

平成24年7月9日から施行

中長期在留者: 次の①～⑥のいずれにもあてはまらない外国人

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人(※)
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

※ 「特定活動」の在留資格を決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族

【対象者とならない方の例】

旅行者, 外交官, 不法滞在者 など

## 届出・申請

下記の事由が生じた場合は、届出又は申請を行わなければなりません。

- ◆ 新しく住居地を定めた時又は住居地を変更した時
- ◆ 氏名, 国籍・地域等を変更した時
- ◆ 在留カードの有効期間が満了する時
- ◆ 在留カードを失くしたり, 著しく汚すなどした時
- ◆ 就労資格・学ぶ資格について所属機関の変更があった時
- ◆ 配偶者として「家族滞在」や「日本人の配偶者等」の在留資格等で在留する方が配偶者と離婚・死別した時

市区町村  
にて

官署にて  
地方出入国在留管理

# 在留カード

※平成31年4月1日以降、在留カードの交付者は法務大臣から出入国在留管理庁長官に変更されました。

## (カード表面)



## (カード裏面)

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留期間更新等許可申請欄
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

## 在留カードには「有効期間」があります

在留資格	年齢	有効期間の満了日
永住者	16歳以上	交付の日から7年を経過する日
	16歳未満(注1)	16歳の誕生日
高度専門職2号		交付の日から7年を経過する日
上記以外	16歳以上	在留期間の満了日
	16歳未満(注1)	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日(注2)

## 在留管理制度に関する手続き（まとめ）

### 出入国港で

#### 入国の審査

新規に入国した中長期在留者には在留カードが交付されます

### 市区町村で

#### 住居地の（変更）届出

住居地に関する届出は市区町村で行います

### 地方出入国在留管理官署で

#### 住居地以外の（変更）届出

- ・氏名、生年月日等の変更届出
- ・在留カードの有効期間更新申請
- ・在留カードの再交付申請
- ・所属機関・配偶者に関する届出

#### 在留審査

在留期間更新許可，在留資格変更許可等の際，在留カードが交付されます

# 出入国港での手続き（入国の審査）

30

- ▶ 4大空港（成田, 羽田, 中部, 関西）  
上陸許可の証印 + 在留カードの交付

2015年6月15日～

- ・新千歳空港
- ・広島空港
- ・福岡空港

- ▶ それ以外の出入国港

上陸許可の証印 + 在留カードを後日交付する旨の記載



在留カード後日交付  
Residence card will be  
issued at a later date  
日本国入国審査官  
Immigration Inspector, Japan

この場合、  
市区町村の窓口での  
住居地の届出

↓  
住居地に  
在留カードを郵送

※いずれも中長期在留者となった場合

## 市区町村での手続き（住居地の（変更）届出）

### 【新たに来日した場合】

**住居地を定めた日から14日以内に住居地の届出義務**

※ 市区町村の窓口にて在留カード（7空港以外から入国した人については旅券）を提出して住居地の届出を行う

### 【在留資格変更許可等により新たに中長期在留者となった場合】

**住居地を定めた日（すでに住居地を定めている者は当該許可日）から14日以内に住居地の届出義務**

### 【引っ越した場合】

**変更後の住居地に移転した日から14日以内に住居地の届出義務**

### <住基法上の転入届・転居届と一括して行うことができます！>

- ※ 引越しをした場合は、引っ越す前の市区町村における転出届が必要です。
- ※ 新しい在留管理制度における住居地の届出は住基制度における転入届・転居届と一括して行うことが可能です。
- ※ 住基制度における届出人は原則として本人ですが、世帯主が代わってすることもできます。また、届出人本人が疾病等の理由で届出をすることが出来ないときは世帯主が代わってする義務があります。さらに、代理人による届出を行うことも可能であり、使者の届出も有効です。

# 地方出入国在留管理官署での手続き (住居地以外の (変更) 届出等)

32

- **氏名, 生年月日, 性別, 国籍・地域の変更届出**  
変更した日から14日以内に地方出入国在留管理官署に届出義務
- **在留カードの有効期間更新申請**  
永住者や16歳未満の方で在留カードの有効期間が16歳の誕生日となっている方は, 有効期間が満了する前に有効期間更新申請が義務
- **在留カードの再交付申請**  
在留カードを,  
【紛失, 盗難, 滅失】その事実を知った日(出国中に当該事実を知った場合は, その後再入国した日)から14日以内に再交付申請が義務  
  
【著しく汚損又は毀損等】再交付を申請すべき(※出入国在留管理庁長官からの再交付申請命令の場合は14日以内の再交付申請が義務)

原則として本人が地方出入国在留管理官署に出頭

# 地方出入国在留管理官署での手続き (所属機関・配偶者に関する届出)

※中長期在留者が対象

## 【所属機関に関する届出】

対象:「技術・人文・国際」等の就労資格や「留学」等の学ぶ在留資格の方

- ◆ 所属機関の名称変更, 所在地変更, 消滅, 契約終了, 移籍が生じた場合  
⇒14日以内に地方出入国在留管理官署へ出頭又は東京局への郵送による届出

## 【配偶者に関する届出】

対象:配偶者として「家族滞在」, 「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格を有する方

- ◆ 配偶者と離婚又は死別した場合  
⇒14日以内に地方出入国在留管理官署へ出頭又は東京局への郵送による届出

※ 平成25年6月24日から出入国在留管理庁電子届出システムで届け出ることができるようになりました。

※ 地方局に直接出頭する場合は在留カードが必要です。

※ 郵送による届出の場合は, 届出書とともに在留カードの写しを同封していただきます。

※ これらの届出は, 平成24年7月9日の改正法施行後に新しく在留期間の更新許可や在留資格の変更許可などを受けた後から, 届出の義務が生じることとなります。

# 地方出入国在留管理官署での手続 (在留カードの返納)

34

- ◆ 中長期在留者でなくなったとき
- ◆ 在留カードの有効期間が満了したとき
- ◆ 再入国許可の有効期間内に再入国をしなかったとき

14日以内に返納

- ◆ 今後再入国するつもりがなく日本から出国するとき
- ◆ 新たな在留カードの交付を受けたとき

直ちに返納

- ◆ 在留カードを失くして再交付を受けた後に失くした在留カードを発見したとき

発見の日から14日以内に返納

- ◆ 中長期在留者が死亡したとき

死亡の日から14日以内に親族又は同居者が返納

# 情報の正確性を担保するための諸制度

35

## 所属機関による届出

中長期在留者からの所属機関に関する届出情報



所属機関からの届出情報

突合・分析

**対象: 「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格の在留者(※)を受け入れている所属機関や「留学」の在留資格を持つ留学生を受け入れている教育機関**

(※) 「芸術」「宗教」「報道」「技能実習」「特定技能」の在留資格での在留者, 労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出の対象となる在留者を除く

◆ **中長期在留者の受け入れを開始又は終了した場合**

⇒ **14日以内に地方出入国在留管理官署へ出頭又は東京局への郵送による届出(※)**

(※) 平成25年6月24日から出入国在留管理庁電子届出システムで届け出ることができるようになりました。

## 情報の正確性を担保するための諸制度

### 事実の調査

届け出られた情報の正確性に疑いがあるときなど、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときには、法務大臣はその職員に事実の調査(関係人に対する出頭要求、質問等)をさせることができる

# 情報の正確性を担保するための諸制度 (在留資格の取消し制度)

37

## 【新たに追加された在留資格取消事由】

◆不正な手段により在留特別許可を受けたこと

◆配偶者として「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留者が**正当な理由**がなく、配偶者としての活動を6か月以上行わないで在留していること

➢子の親権を巡って調停中の場合や日本人配偶者が有責であることなどを争って離婚訴訟中の場合など

◆**正当な理由**がなく住居地の届出をしていなかったり、虚偽の届出をしたこと

➢勤めていた会社が急に倒産して住居を失った場合

➢長期にわたり入院したため住居地の変更を届け出ることができなかった場合

➢DV被害者が加害者に所在を知られないようにするため住居地の変更を届け出なかった場合

など

## 情報の正確性を担保するための諸制度 (追加された退去強制事由及び罰則)

### 【新たに追加された退去強制事由】

- ◆在留カード等の偽変造等の行為をすること
- ◆虚偽届出等により懲役以上の刑に処せられたこと

### 【新たに追加された罰則】

- ◆中長期在留者の各種届出に関して虚偽届出・届出義務違反
- ◆他人名義の在留カードの行使等
- ◆在留カードの受領・携帯・提示義務違反
- ◆不法就労助長罪に係る特則
- ◆在留カードの偽変造等の行為

# ～申請取次制度について～



## 申請取次制度・・・

### 申請人に代わって申請の取次ぎができる制度

※取次ぎは申請書や資料の提出等の事実行為を申請人に代わって行うものであつて、申請書等の記載内容を直接訂正することはできない。

- ▶ 受入れ機関等の職員 (※)
  - ▶ 旅行業者
  - ▶ 公益法人の職員
- 承認

(※)受入れ機関等の職員とは、企業、研修・教育機関、監理団体、登録支援機関の職員のことをいう。

- ▶ 弁護士・行政書士 ————— 届出

# 受入れ機関等の職員

## ▶ 出頭を免ぜられる者

当該機関に受け入れられている又は受け入れられようとしている外国人及び当該外国人の配偶者又は子で当該外国人と同居する者

## ▶ 取次範囲

在留資格認定証明書交付申請（注）、資格外活動許可申請、在留カードの住居地以外の記載事項変更届出・有効期間更新申請・紛失汚損等再交付申請・交換希望及び再交付申請命令による再交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請、永住許可（取得含む）申請、在留資格取得許可申請、再入国許可申請、就労資格証明書交付申請、申請内容の変更申出、在留カードの受領

（注）登録支援機関の職員として取り次ぐ場合に限る。

# 旅行業者

## ▶ 出頭を免ぜられる者

旅行手続を依頼した外国人

当該機関に受け入れられている又は受け入れられようとしている外国人及び当該外国人の配偶者又は子で当該外国人と同居する者

## ▶ 取次範囲

資格外活動許可申請，在留カードの住居地以外の記載事項変更届出・有効期間更新申請・紛失汚損等再交付申請・交換希望及び再交付申請命令による再交付申請，在留資格変更許可申請，在留期間更新許可申請，永住許可（取得含む）申請，在留資格取得許可申請，再入国許可申請，就労資格証明書交付申請，申請内容の変更申出，在留カードの受領

# 公益法人の職員

## ▶ 出頭を免ぜられる者

在留手続の申請等の取次を依頼した外国人

## ▶ 取次範囲

資格外活動許可申請，在留カードの住居地以外の記載事項変更届出・有効期間更新申請・紛失汚損等再交付申請・交換希望及び再交付申請命令による再交付申請，在留資格変更許可申請，在留期間更新許可申請，永住許可（取得含む）申請，在留資格取得許可申請，再入国許可申請，就労資格証明書交付申請，申請内容の変更申出，在留カードの受領

# 届出をした弁護士・行政書士

## ▶ 出頭を免ぜられる者

弁護士等に入国・在留審査手続に関する書類の作成・提出等の手続を依頼した外国人，施行規則別表第4に掲げる在留資格認定証明書交付申請の代理人

## ▶ 取次範囲

在留資格認定証明書交付申請，資格外活動許可申請，在留カードの住居地以外の記載事項変更届出・有効期間更新申請・紛失汚損等再交付申請・交換希望及び再交付申請命令による再交付申請，在留資格変更許可申請，在留期間更新許可申請，永住許可（取得含む）申請，在留資格取得許可申請，再入国許可申請，再入国許可の有効期間延長の申出，就労資格証明書交付申請，申請内容の変更申出，在留資格抹消の願出，証印転記の願出，在留カードの受領（注）

# 届出をした弁護士・行政書士

## ▶ 取扱官署の範囲

すべての地方局等又は出張所に対して、申請書等の提出等を行うことができる

## ▶ 受付官署の範囲

原則：申請人の居住地を管轄する地方局等又は出張所

例外：申請人の住居地にかかわらず、当該申請人が受け入れられている又は受け入れられようとしている機関（本社において当該外国人の人事・労務管理を行っている等の事情がある場合の本社等に限る）の所在する地を管轄する地方局等又は出張所

※在留諸申請のみ（在留カードに関する届出・申請は除かれる）

## ▶ 在留カードの受領のみ取り次ぐ場合

依頼者の署名がされた依頼書を提出

# 弁護士・行政書士の申請取次者としての届出手続の際の提出書類

46

## 新規・更新

- ・届出書
- ・届出者名簿(書面及び電子ファイル)
- ・写真(2×2cm) 2葉
  - ※ 裏面に整理番号及び氏名を記載し、整理番号順に並べる
- ・返信用封筒(宛先明記、簡易書留に必要な額の切手貼りつけたもの)

## 【ポイント】

- ※1 単位会からの届出のみ(来庁又は郵送)
- ※2 届出から2週間から3週間を目途に発行
- ※3 有効期限は、証明書発行の日の3年後の当月末
- ※4 更新は、有効期限月の2か月前から受け付け

(別記第10号様式)

年 月 日	
届 出 書	
〇〇出入国在留管理局長 殿	
	〇〇弁護士会 〇〇行政書士会 会 長 〇 〇 〇 〇 (氏名)
当会に所属する下記の 弁護士・行政書士 については、これまで法に違反する行為を行ったことがなく、外国人の入国・在留に関する知識を有している者であることから、入国・在留審査関係申請等に関する申請者等本人出願免除のための届出を行いたいので、必要書類を提出します。	
記	
1 届出者	〇 〇 〇 〇 (氏名) 以下××名 (別添届出者名簿記載のとおり)
2 報告者(単位会の報告者)	所 属 所 在 地 電 話 番 号 氏 名
3 その他	

ありがとうございました

札幌出入国在留管理局 審査部門